

令和3年度第1回伊予市文化財保護審議会議事録

令和4年2月7日

【日 時】令和4年1月19日（水）10時00分～12時00分

【場 所】IYO 夢みらい館2階 会議室201

【出席者】審議会委員：門田眞一会長 岩田恒郎委員 胡光委員 遠藤貢治委員
久保繁行委員 鈴木洋委員 玉井光憲委員 中尾治司委員
本田壽委員 水元猛委員 以上10名

事 務 局：泉一人 北岡康平 田村政幸 東岡由香 島崎達也

【欠席者】事 務 局：上岡孝 佐々木正孝

協議事項などの結果要点

- ・門田眞一委員を会長に選任した。
- ・市指定無形民俗文化財「岡獅子舞（岡の獅子舞）」は、保持団体の解散が判明したため、指定解除とし、その旨を告示する。
- ・審議会の組織の一部変更について、埋蔵文化財を専門とする委員を伊予市遺跡詳細分布調査委員会から1名お招きする。
- ・指定文化財の現状調査・整理について、所有者・管理者や指定対象を明確にし、かつ文化財の名称を再考・統一する作業を行う。
- ・令和4年度、伊予市所蔵品の市民向け目録『愛媛県伊予市所蔵郡中層化石目録』（仮）を刊行する。
- ・未指定文化財調査については、「豫洲大洲郡中波戸図」「三秋の陶製狛犬」などで成果があった。稻荷神社の宝物館にも貴重な資料がある。仏像等や市場南組窯跡の調査も計画中。今後、必要な場合は文化財指定していく。
- ・愛媛県の祭り・行事調査について、伊予市として指定できそうな行事があれば指定する。また、消滅した場合に備えて、映像などで記録しておくのが好ましい。
- ・令和4年度は市指定史跡「苦厭上人開基の地」に看板を設置する予定。
- ・多数の民具類を保管している旧野中小学校、旧永木小学校の老朽化に伴い、保管環境の悪化と将来的な取り壊しによる保管場所の移転・不足が懸念される。
- ・今後、歴史資料の受け入れは重複や重要性を考慮して慎重に行う。受け入れは文化財指定を念頭に指定基準に準じたものとするべきであり、何でも無分別に受け入れない。
- ・既に所蔵する歴史資料（主に民具類）については、「伊予市指定文化財の指定基準に関する要綱」に則して仕分けする。次に、重複する民具等の確認をして整理していく。最後に、基準外となった民具類については、こういった民具が伊予市にありますと情報提供し、場合によっては譲渡や、重複品・痛みが激しい資料の廃棄等（調書や写真によ

る記録を残すのが前提)も考えながら利活用し、整理発表する。

・寄託資料は廃棄等の対象ではない。寄託資料は相続の確認、相続人への連絡、所有権の移転等について手続きを進める。

委員会議事録 (※発言内容は要約した)

1. 開会

(泉課長の挨拶で開会した。つづいて委員と事務局職員の自己挨拶。)

2. 会長の選任

(事務局2) それでは、さっそく審議会に移りたいと思います。会長の選任がまだです。会長の選任につきまして、委員各位にお伺いしたいと思いますが、如何いたしましょうか？(会場沈黙)事務局一任でよろしいでしょうか。(「よし」の声)では、引き続きとはなりますが、門田眞一委員に会長に就任いただきたいですが、よろしいでしょうか？(会場拍手)

(事務局2) では、審議は会長のもとに進めていきたいと思います。司会、ファシリテーターの役割は事務局2が務めさせていただきます。

(会長)(挨拶)では、次第に基づきまして、報告事項から参りたいと思います。事務局の方から説明願います。

3. 報告事項

(1) 令和2年度第2回審議会議事録の確認について

(事務局3) 前回の審議会議事録については、昨年度末、3月に送付させていただきました。新任の委員の方には、10月付で送付しております。資料1の1~2頁に、前回の審議会の議事録の要点と、それについての事務局の対応を簡潔に記載しました。内容を説明させていただきます。

県指定史跡「市場かわらがはな古代窯跡群」の指定範囲を愛媛県から質問されている件で、伊予市市場乙21番地全域が、申請した指定範囲である旨を確認しました。今年度、愛媛県教育委員会に対して、この旨を報告した。結果、愛媛県の判断で、伊予市市場乙21番地全域が指定範囲との扱いになりました。現在、所有者変更等の手続きを進めています。

次に今岡御所跡について、令和4年度の溜池改修工事に合わせて、指定範囲を検討しました。所有者を確認しましたところ、宮下新池の書類上の所有者は、大字宮下ではなく「南伊予村」であり、現在は伊予市が所有者であることを確認しました。現在、宮下

新池全域を史跡範囲として、改修工事の手続きを進めております。

次、「郡中層化石調査報告書（仮）」については、昨年度刊行できませんでした。他に作成中の報告書も、内容が完成してから予算化する方針としました。これについて来年度、伊予市所蔵の郡中層化石の写真目録を作成することとし、専門家の方々の論考を加えたものを刊行予定です。

仏像調査については、平安中期または室町時代頃の作であると思われる福田寺本堂の観音菩薩立像の市指定に向けた調査、準備を進めています。現在、結果待ちです。

山吹御前など保護が必要な長州大工の図面作成では、ヘリテージマネージャーを活用できるように検討するとのことでした。現在、専門家の方々に相談しつつ、予算化が可能かどうか確認中です。

伊豫岡古墳では、伐採された樹木が墳丘に放置されており危険ではないかとの意見が出ました。市道を管理する伊予市土木管理課に相談したうえで、神社総代にそのような意見が出ているとお伝えしました。

指定文化財の看板は、指定解除の2点で撤去、1点で修繕、新規設置は「苦厭上人開基の地」もしくは「萬安港旧灯台」のいずれかで事務局で検討するということでした。撤去2箇所は完了しました。新設対象は「萬安港旧灯台」とし、現在作業中です。「後藤又兵衛基次公菩提所」は修繕が完了しました。いずれも文献調査と関係者への聞き取り調査を実施し、より正確な内容へと文面を改めました。

愛媛県の文化財保存活用大綱策定を受けて、伊予市でも、来年度には文化財保存活用計画作成に向けて動き出す必要があるとのことで、現在計画中です。以上です。

(会長) だいぶ前ですが、前回の議事録の内容について、このような対応をしているということでした。ご意見などございませんか？(会場沈黙) あとの議題にも関係しますので、よろしく願います。では、進捗状況の確認についてはよろしいでしょうか？(会場から「はい」の返事)

(2) 市指定無形民俗文化財「岡獅子舞（岡の獅子舞）」の指定解除について
(資料 2, 3-6 頁)

(会長) 願います。

(事務局 3) 3 頁をご覧ください。市指定無形民俗文化財、岡獅子舞の保持団体が解散していたことが判明しました。詳細は、4～6 頁の報告書をご覧ください。

文化財保護条例第 5 条第 4 項に則り、これを指定解除の対象と認め、告示する予定です。

(会長) 資料の内容をお願いします。

(事務局 3) まず、令和 2 年度、岡獅子舞が長年行われていないとの情報を入手し、令和 3 年度に区長さんに聞き取り調査を実施しました。結果、平成 10 年代から岡獅子舞が行われておらず、現在、分かる人がいないとことが判明しました。地元でも受け継ぐ意思がないことを確認しましたので、保持団体である岡獅子舞保存会が消滅した以上、指定の現状維持は無理です。つきましては、3 ページの下に掲載した伊予市文化財保護条例第 5 条第 4 項「市指定無形文化財の保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき、(中略)、指定は解除されたものとする」との内容に則り、自動的に指定解除となると判断しました。

(事務局 2) 補足させていただきます。指定解除については審議会に諮るものがありますが、この指定解除については、保持団体がないとすることで、条例と照らし合わせて、「解除されたものとする」との規定がありますので、自動的に解除ということで、今回は報告というかたちでさせていただきます。

(会長) 指定解除については資料にありますが、これにつきまして、委員 7 は何か双海史談会関係でご存知ではないですか？

(委員 7) 平成 18 年に双海史談会が発足したのですが、その時点では、私たちも岡獅子舞の件は把握していません。岡獅子舞があったという記憶は皆あるのですが、この報告書の通りと認識しております。

(会長) 伊予市が合併した際、旧中山双海伊予の指定文化財は新しい伊予市の文化財に自動的になったのですが、その後の状況が分かっていませんでした。指定解除ということですが、(岡獅子舞の) 道具類が残っておりまして、指定対象ではないのですが、現地の方々の協力も得られるのであれば、活用していただきたいと思います。

(委員 2) ずいぶん前から活動していないということで、自動的に解除という点は理解します。ただ、それ以前に価値があるということで文化財指定されておりますので、この報告書に写真が載っておりますが、動画や写真は無いですか？

こういったケースは、ほかの場所でも割とあるのですが、その後、何年かたって復活したいと言われることがあります。それは非常に良いことです。そのためにも、文化財としての価値を記録するためにも、動画や写真は貴重なものなので、できればそういったものがないかを調べてください。解除して終わりではなく、今後の為にも、地元の方にもお聞きして、そういった記録を残しておいていただきたいと思います。実際に途絶

えていたのが復活した事例もありますので、記録の調査というのが必要かと思います。

(事務局 1) 失礼します。岡獅子舞ではないのですが、後に説明いたします祭り行事の調査をしています時に、例えば中山町平沢の「お供相撲」あたりは、記録、映像があるとの情報を得ました。委員 2 のおっしゃったように、調査をすすめていくなか、地元の方には映像が残っていないか聞いていきたいと思います。

(会長) 貴重なご意見いただきました。解除についてはそうですけども、今後の復活に向けてアーカイブスとして記録を残していくということで、そういう対応をお願いしたいです。

次、シイノキ群の損傷についてお願いします。

(3) シイノキ群 (池窪のシイノキ) 損傷について (資料 3, 7-10 頁)

(事務局 3) 7 頁をご覧ください。資料 3 です。令和 3 年 7 月 11 日朝に、市指定天然記念物、池ノ久保のシイノキの枝が折れているのが見つかりました。幸い負傷者などは出ませんでした。手続きを経て現在は枝を片付けています。状況については、7~8 頁のお写真をご覧ください。

(会長) 資料 3 の追記の説明、名称についてお願いします。

(事務局 3) なお、この天然記念物の名称については、『いよしの文化財』で「シイノキ群」として紹介されていますが、正式に名称が変更されていないので、指定書の正式な名称「池窪のシイノキ」とさせていただきます。

(会長) では、池ノ久保のシイノキの損傷についてですが、現状確認のうえ安全な場所に撤去したということで。名称については後にありますが、何かありませんか？

(委員 4) 資料では「滅失届」となっていますが、これは不自然ではありませんか？規定があるとは思いますが、木全体が無くなったように思えます。ほかに表現方法があると思うのですが。履歴として残っていくので。

あと、現地に行ってみたのですが、枝が折れたままになっています。資料の写真 1 に写っている隣の木も、以前、途中から折れている状態です。今回も折れたまま処理ができていないので、今後枯れていくと思うのですが。こういうのは地元であるのか、どこかで指導をしていただけるのか、お伺いしたいです。

(事務局 2) まず、「滅失届」に関しては文化財保護条例施行規則第 12 条にあります、

正式には「滅失等届」となっており、これに含まれておりますのでご了承いただければと思います。所有者管理者については、「池ノ久保地区」となっており、基本的には所有者が対応すべきとなっており、第一義的には地元で管理するものとなっています。

(会長) よろしいでしょうか?では、「滅失等届」と訂正しておいてください。また、地元での対応ということで御協力いただきたいです。では、次お願いします。

(4) 文化財の寄贈・寄託延長について (資料 4, 11-12 頁)

(事務局 3) 令和 3 年度の寄託・寄贈については、資料 4 (11-12 頁) をご確認ください。簡単に紹介します。上野地区共有文書と南伊予上野兵事会旗は、昨年度末に寄贈されました。共有文書には、合併で南伊予村が誕生する前、上野村時代の公文書が含まれております。

防衛食容器は、伊予農業高校より寄贈がありました。愛媛県内でも報告例がほとんどないもので、戦争と窯業の関係を伝える教材として活用したく思います。

次 12 頁です。福田寺関連の文書は、これまで寄託していた資料の期間延長です。近現代の新しい文書が大半ですが、藩政期の重要な資料も含まれており、今後評価が必要と考えております。

下吾川本村の古い個人宅からは、藩政期の土地の取引に関する証書類や、覚を寄贈いただきました。下吾川ではこの手の文書があまり確認できていないので、藩政期後半の農業経営を知るうえで重要な資料と考えます。以上です。

(会長) 令和 2 年度末から令和 3 年度までの寄贈についてでした。補足しますと、上野地区の共有文書は、伊予高校の柚山先生が生徒さんを古文書解読できるように指導されておりまして、目録ができております。いろんな形で広報などに伊予市教育委員会の方から掲載されておりますので、市民の皆さんの寄贈寄託してもらえようと、新しいものが集まっているということでした。ご意見ございませんか? (会場沈黙) では、以上、報告事項につきましては以上です。つづいて審議事項に移りたいと思います。

4. 審議事項

(1) 伊予市文化財保護審議会の組織の一部変更について (資料 5, 13-14 頁)

(事務局 1) 13 頁、資料 5 をご覧ください。文化財の体系図を確認させていただきます。文化財保護法で位置づけられていますが、市の文化財保護条例でも有形無形の文化財、民俗文化財、記念物と位置づけられており、文化財保護法で埋蔵文化財が位置づけられています。冒頭で課長が申し上げた目的、委員の皆様のご自己紹介いただきましたが、それぞれ (の専門分野で) 保存活用として審議していくとあります。

一方、埋蔵文化財については、審議会とは別に伊予市遺跡詳細分布調査委員会という

ものがあります。14 頁をご覧ください。埋蔵文化財を中心とし、目的として「遺跡詳細分布調査を行うにあたり、埋蔵文化財の所在を周知し、調査成果の活用を図る。」となっています。連携を図るために審議会会長、そして有識者として愛媛大学、愛媛県埋蔵文化財センター、愛媛県教育委員会文化財保護課の職員さんから構成されます。活動成果についてですが、平成 23 年度から国庫補助事業で見直しを始めまして、中山 SIC の調査では調査をし、それに伴う成果を発信してきました。このなかで、遺跡詳細分布調査については見直しを考えております。先ほどの活動成果につきましても、目的が果たされたら解散というかたちではないですが、一定の成果があがったと考えております。現在、文化財専門員を中心に、愛媛県と 341 箇所 of 包蔵地の見直し・確認を進めており、難しいところは委員会にかけて見直しを諮っております。

ここからが本題ですが、各組織を一体的にさせていこうと考え、変更案についてですが、次年度から、遺跡詳細分布調査委員会の委員 1 名に審議会に入っただき、所掌事務になりますが、詳細分布調査委員会で行っていた事務を一部審議会に移行してはどうかと考えています。内容は、まず埋蔵文化財の的確な把握に関する事で、包蔵地台帳の見直しをおこなっておりますが、判断が困難な場合は、審議会で諮問して進めたいと思います。もうひとつ、市民への文化財調査成果の活用については、文化財と埋蔵文化財を別個としていますが、これを一体として地域住民の方へ周知事業や情報発信していきたいと考えております。また、この審議会も、将来的には他の観光分野などと連携した進め方をしていきたいということで、今回の変更案を考えているところですが、ご意見をいただきたく提案した次第です。

(会長) 文化財保護審議会組織の一部変更についてでした。新しい委員の方もおられますので、伊予市の遺跡詳細分布調査委員会は、平成 23 年 5 月に設置され、事務局 1 のご説明通り活動しております。目的は、先ほど説明がありましたが、埋蔵文化財の調査活用のためということで、伊予市教育委員会事務局直属の委員会として設置要綱が定められていました。伊予市文化財保護審議会との関係が少し密接にしていかなければということが課題となっていました。委員の皆様は 4 名、愛媛大学の三吉先生、県埋蔵文化財センターにおられた岡田先生、愛媛県教育委員会の石岡氏、審議会会長の私の 4 名で、必要に応じて委員会を開催していました。これまでも、この埋蔵文化財といいますが、遺跡詳細分布調査は国庫補助事業で実施し、報告書にまとめられ全体像が判明するという成果が得られました。実際、日常の開発に伴う遺跡詳細分布調査委員会の助言は必要ですので、これを尊重したうえで、現在は伊予市が自己予算で維持しています。合わせて、現在の遺跡詳細分布調査委員会は残した格好で、埋蔵文化財との関連を強めるということで、審議会の定員 12 名、現在 10 名を踏まえると新たな補充が可能ということですので、令和 4 年度から、皆様の任期の令和 5 年 6 月までの任期で、埋蔵文化財の委員さんをお呼びしたいということです。

これにつきまして、ご意見ございますか？（会場沈黙）では、審議事項として提案通り承認させていただきます。（会場拍手）

（事務局 2）審議事項を承認いただけたということで、今後の流れですが、伊予市文化財保護条例施行規則第 18 条がございますが、条例の定数内であり、条例と施行規則の改正は必要ありません。来年度第 1 回の審議会で、新しい委員さんのご報告となりますので、よろしくお願いたします。

（会長）では、令和 3 年度の事業計画と進捗報告についてお願いします。

5. 令和 3 年度の事業計画と進捗報告

（事務局 3）資料 6、7 を用います。まずは資料 15 頁をご覧ください。

（1）指定文化財の現状調査・整理について

（事務局 3）現在、伊予市指定文化財 113 件、県指定文化財 9 件について、所有者・管理者や指定対象を明確にし、適切に管理できるよう、過去の資料を洗い出しています。指定文化財の指定原簿等を整理し、昨年 10 月中に各文化財の不明点を明確化できました。今後は、順次現状を調査していくこととなります。

（2）指定文化財の名称統一について

これに関連して、『いよしの文化財』を平成 23 年に刊行した際に、文化財の名称等を変更した例が多いですが、指定書に記載された正式名称は未だ変更していません。つまり、正式名称と、『いよしの文化財』の名称が異なる事例が多くあります。先ほど紹介した岡獅子舞と、9 頁のシイノキ群も同様です。詳細は、後ほど 9 頁をご覧ください。

また、『いよしの文化財』には同名の天然記念物が存在します。今回のシイノキ群もそのひとつです。よって、文化財の名称を再考する必要があります。

（3）刊行物について

令和 3 年度は刊行予定がありません。令和 4 年度刊行分については、前回の審議会でも紹介した、郡中層化石の刊行物があります。ただ、課内で協議を重ねた結果、今回は伊予市が所蔵する市民向けの「目録」として刊行し、前回の審議会で説明しました天然記念物扶桑木の歴史や文化的な側面は、大きく削除することとなりました。今年度中に執筆のうえで、来年度初旬には刊行に取り掛かります。

（4）未指定文化財の調査等について

今年度は、愛媛県文化財保存活用大綱に従い、未指定文化財の調査を本格化させました。15 ページに箇条書きしておりますが、長泉寺・福田寺の仏像等の調査は、2月に実施予定です。市場南組窯跡の発掘調査は、愛媛大学三吉先生と協力しながら3月実施予定です。先に説明しましたが、福田寺の菩薩像の年代測定は現在結果待ちです。稲荷神社、大通寺、聖集会所、本谷集会所でも保管されている古文書等を調査しました。

また、昨年度の中予管内合同視察で紹介した三秋の陶製狛犬についても、地元の御協力で大きな進展がありました。墨書で製作者と製作年が書かれた台座が神社境内で見つかり、江山焼の創始者、槇江山が郡中で江山焼を始める前の作品である可能性が浮上しました。現在、各所に相談して裏付けを進めております。

次に「豫洲大洲郡中波戸図」ですが、これは『伊予市誌』などに写真が掲載されているもので、これまでに大洲市長浜の個人が所蔵している資料の存在が知られていました。現在、長浜の所有者に所在確認をお願いしているのですが、この度、当委員会の調査で、これが2枚存在することが判明しました。

委員3と松前史談会に相談して探していただいたところ、南黒田の個人が、これをお持ちであると判明し、現物を確認のうえ、記録用の写真を撮影しました。大洲市長浜の地図の所在調査と合わせて、現在、これを評価するための文献収集を進めています。

(会長) いったんここで区切りましょう。指定文化財の現状調査についてですが、指定原簿の整理などを行い、名称も正式名称が変更されていないということで、先の審議会とも関係するのですが、まず、新しい委員には規則や会則をお渡ししていただき、指定書の交付手続きなどの説明をお願いします。

未指定の仏像など、御意見のある方はお願いします。資料に写真が掲載されていますが、広報などで紹介されたもの、新聞に取り上げられたものがあります。委員3、最近色々されておりますが、経過をお願いします。

(委員3) 資料の20頁に掲載されています「豫洲大洲郡中波戸図」については、事務局3から説明がありましたが、伊予市で知られていたのは長浜のものですが、事務局3から年末に「メモが見つかったから探してくれないか」と相談を受けて、最終的には松前史談会にお願いして、所有者の方は故人ですが、松前史談会の方が過去に見たことがあるということで、探して貰ったら見つかりました。伊予市のこの建物で一度確認しまして、1月13日に松前町社会教育課、松前史談会、県歴史文化博物館の井上氏、門田会長らと確認しました。現在は個人所有ですが、松前史談会会長が預かっておりまして、今後どうするか、相談しながらというかたちで活用できればと思います。

(会長) 事務局3からは、調査した内容で何か補足ありませんか？

(事務局 3) 長浜の地図とは書かれている内容が異なります。また、長浜の地図は鮮明なカラー写真が確認できていませんので、今回色分けが確認できたので、貴重な資料と考えます。

(会長) 私も調べました。新旧の『伊予市誌』に長浜町の満野公介氏の所蔵ということに掲載されています。伊予市の満野大商店が親戚なので確認したのですが、家に現物として残っていないとのこと。写真しかないのです。それが新たに松前町でみつかったということで大変貴重です。文政6年は萬安港がほぼ出来上がった時期なので、藩や関係者になんらかの報告するために作成したのではと思われます。井上学芸課長にも見ていただきました。柚山先生も少し存じていたそうですが、ちゃんとした調査ができておりませんので、今後評価をちゃんとしたうえで、委員3も、何らかの指定ができないかとの御意向がありますので、今後の調査によってみていこうと思います。

また、稲荷神社の宝物殿には伊予市の指定文化財があります。これが、雨漏りが酷くなり管理が十分でない状態です。再来年度以降、宝物殿を含めた稲荷神社の改修がありますので、宝物殿を整備して、伊予市の文化財を活用できるようにしようとのこと。現状、伊予市指定されている文化財の現状が把握できました。また、柚山先生にも来ていただきましたが、稲荷神社では未指定文化財の一覧があり、実際に残っているものと残っていないものがあり、整理が必要と判明しました。未指定文化財にも貴重なものがありまして、今後評価していただいて必要なものは指定していけるのではないかと思います。

では、愛媛県の祭り・行事調査についてお願いします。

(5) 愛媛県の祭り・行事調査について (資料 7, 21-23 頁)

(事務局 1) こちらは愛媛県から依頼された調査なのですが、目的として、愛媛県には、地域ごとに特色のある伝統的な祭り・行事が広く伝承されている。祭り・行事は、それぞれの地域の生活文化の核となるものであり、また、地域住民を結集する大切な役割を果たしてきた。しかし、今日の急激な社会的環境の変化によって行事の形態が変貌し、継続が困難となっているものも多い。そこで愛媛県が主体となり、県内に伝承されている伝統的な祭り・行事の現状及び変容の実態を把握し記録することを目的とします。本県の祭り・行事の歴史・実態・特徴が明らかになることを通じて、祭り・行事の文化的価値を再認識する機会とするとともに、地域の歴史や風土等で培われた民俗文化財の継承や地域づくりにつなげます。

愛媛県教育委員会より各市町に協力が呼び掛けられており、今年度は基礎調査ということで、当然調査対象地域は伊予・中山・双海の各地域が含まれます。調査対象は盆・小正月、初午・亥の子、山車・屋台の出る祭り・行事、凧揚げや競馬など競技を伴う祭り・行事、3月や5月の節供に行われる行事、人生儀礼に関わる祭り・行事など、とな

っています。22 頁をご覧ください。ここに調査員とあり、門田会長にご無理をいって調査員をお願いし、伊予市の祭り行事を中心に調査していただいております。

伊予市教育委員会の調査方法として、まず、各公民館館長に依頼して、こちらでおおまかに把握したうえで、各地域在住の市役所職員に問合せをし、地区の詳しい方に聞き取りをして、調査票を作成しています。

23 頁が、愛媛県が既に把握している郡中地区から双海地区までの祭りの進捗状況となっております。取りこぼしがないか、どこまでやればよいのか、市として指定を見据えて考える必要がありますが、記録を残しておく必要がある行事、少子化やコロナにより存続が困難な行事も、調査をすすめる必要があるかと考えます。取り急ぎ、現状をご報告させていただきます。

(会長) 愛媛県の祭り行事調査を県全体で行っています。現状は一覧表にありますが、折角ですので各委員さん、御意見などございましたら、この機会にお願いします。

(委員 2) これは文化庁の補助で全国的に行っている調査なのですが、四国の他 3 県では既に終わっていて、愛媛県は全国的にかなり遅い。しかし、この機会に、先ほどの岡獅子舞のように無くなっていく団体もしっかり調査して残して行ってほしいなと思います。文化庁の調査は、単に調査して終わりではなく、そこから国の指定文化財を作るのが目的です。候補があれば徹底的に調査して、文化財指定していただくのがよいと思います。

(会長) 他でも議論になると思いますが、文化財保護法改正による文化財保存活用計画を各市町で作っていかないといけない。特に、無形文化財を含めて指定をあげていこうということになっており、伊予市としても候補をあげて、国とはいわずとも県・市指定ができればと思います。中山佐礼谷関係で、委員 9 どうですか？

(委員 9) (獅子舞は) 若い衆がやっていたんですが、仕事で中断し、結局、最初小学生に教えたんですが、(道具が) 重たいからと中学生になりました。学校の先生主体で継承していたんですが、先生の異動があつて継承できず、3 人ほどが主体で獅子舞を継承していました。ただ、子どもですから体力的に大人の半分くらいしか演じられない。コロナもあり 2 年程も練習ができず、いつまで継承できるか不安です。先輩方が撮影したビデオを公民館に保管していたが、誤って映像を消してしまい、確認できない状態です。委員 2 の言う通り、あとで確認するために映像を探しています。

先輩方に教えていただいたのですが、どうしても、微妙な差、強弱や間が違うと言われ、これを伝えていくのは大変です。一時中断して青年団で復活した際に先輩方に教えていただいたが、あーでもないこーでもないとなり、伝えていくのは難しいと実感しま

した。捉え方も変化しており、獅子舞については悩んでいます。

(会長) 委員 7 は、双海の方でご存知ですか？

(委員 7) 両谷獅子舞については、しっかりと伝承されているという認識ですが、コロナになってからは分からず心配しています。両谷地区以外も含めて、子どもたちで継承できるように努めておられます。

それ以外も、やってはいるが、子どもが関わるものは日程ややり方を工夫しながら、なんとか細々とやっているのが現状です。

(会長) 委員 6、中山町中山の方をお願いします。

(委員 6) 先も出ましたが、子どもを中心としたものが多く、少子化で思うように継承できない不安があります。皆苦勞しています。まず、後世に残す資料として、音楽なら、例えば御念仏なら太鼓の叩き方など、誰でも演じていけるための資料を整理していくべきと思います。先輩の踊りを後輩が聞いて、本来の踊りになっていなかったり、簡易化されたりしていますので、今のうちにちゃんとしたものを作成しなければ、なくなってしまうのではと思います。お宮さん、お寺さんの行事も昨年度できず、子どもたちも 1、2 年間全く出来ておらず、寂しい年であったと思います。

(会長) 委員 4、双海の池ノ久保の地藏盆とかは？

(委員 4) 池ノ久保のお地藏さんでの太鼓踊りでは、高齢化していますが、今でもやっていると思います。神社の花まつりで、神楽をずっと 4 月 15 日にやっていたが、大洲市藤縄の踊る方々も高齢化しており、1 時頃から 5 時半くらい続けてやるのですが、これを映像として残しておいたらと思うのですが、この 1、2 年はコロナ禍の関係で中止となっています。

(会長) 他の地区では？

(委員 1) 郡中地区ですが、上吾川の獅子舞というのがあります。これは、もともと十合の獅子舞だったのですが、平成 14 年に当時の区長と相談して上吾川に移管しました。一部で反対は出ましたが、おかげで現在も続いています。江戸時代から続いております。さっきメロディーの話が出ましたが、確かに変化しています。しかし、獅子舞を残していくのが大切と、細かいことはおいて移管しました。今年で 20 年になります。

谷上山の大法要も、本堂屋根を改修してから、それまで旧 2 月 1 日にやっていたのを

3月頭の日曜日にして、それから寒いので、更に3月最終日曜日に変えました。内容は変わっていませんが、行事を残していくためには、多少はずらしていく必要があります。とにかく残していくのが大切ですので、少々変わっても形は残そう、とさせていただいています。

(会長) 私も郡中地区を担当したのですが、同じようにコロナでなかなかできなかつたり、続けて行けるか不安も抱いておられます。現在どのようにやっているかはわかっても、どのように継承してきたかが、あまり出来ていなかったりします。もうひとつ、委員2が仰いましたが、映像だとか音、音符、写真が継承の点で大切です。県への調査報告書は活字ですが、これに写真や動画の有無について言及できるようにして、伊予市教育委員会として、この機に整理していただければと思います。伊予市にはビデオクラブがあって、祭りの映像も撮っていますが、昭和から平成の時期に撮影したものがありますので、整理していただければと思います。写真を収集するなど。よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。では、市民向け普及啓発活動についてお願いします。

(6) 市民向け普及啓発活動について

(事務局3) 15頁をご覧ください。今年度は、ロビー展示を1件実施したほか、文化財に関連する情報を広報紙や公民館だよりに積極的に掲載しました。文化財等への情報提供も呼び掛けております。詳細については、16頁に箇条書きしたほか、17～20頁に記事を掲載しておりますので、ご覧ください。

(7) 文化財保存顕彰事業について

県指定史跡伊豫岡古墳にて、「愛媛県指定史跡伊豫岡古墳支障木撤去事業」を予定通り実施しました。支障木を伐採し、9月中に愛媛県と伊予市より補助金を交付しました。以上です。

(会長) 普及啓発活動。文化財顕彰事業ですが、何かご意見ございますか？

広報紙には、毎回文化財欄を確保していますか？

(事務局3) 毎号ではありませんが、できるだけ掲載できるよう努めています。

(会長) 伊豫岡古墳の支障木については、特にありませんか。終わりましたということでした。では、(6)(7)については以上です。

6. その他

(1) 来年度以降の文化財看板設置計画について（資料 8, 25-26 頁）

（会長）では、来年度以降の文化財看板設置計画についてお願いします。

（事務局 3）資料 8、25-26 頁をご覧ください。令和 4 年度は市指定史跡「苦厭上人開基の地」に看板を設置する予定です。現在、伊予市が設置した看板はみられません。栄養寺の土地ですので、御住職より口頭で許可を得ました。これも古い指定なので、文化財保護担当として、伝承や研究史をまとめたうえで、文面を作成したいと思います。

（会長）よろしいでしょうか。市民からは文化財看板設置の要望がありますが、伊予市の予算は年間ふたつとなっております。急ぐものを計画しながらやっていただくということです。よろしいでしょうか？それでは、(2) についてお願いします。

(2) 寄贈・寄託を受けた歴史資料のうち、民具類取扱いに関する現状・課題

（資料 9, 27-34 頁）

（事務局 2）それでは、資料 27 頁をご覧ください。現在、伊予市で寄贈もしくは寄託を受けた歴史資料は多数ございます。歴史資料、民俗資料、行政資料を指します。そのうち未指定のものについては、調査研究を重ねて最終的に指定して保存活用していくとの流れになると思いますが、現状未指定の歴史資料で寄贈寄託を受けているものについては、伊予市教育委員会の歴史資料取扱要綱で取り扱うことにしています。歴史資料については、収集して基本帳簿、目録を調整して、小学校等の授業の見学を受け入れ、文化財専門員が解説するなど利活用をはかっています。しかし一方で、ほとんどの民具類は旧野中小学校、旧永木小学校の教室等を利用して保管されており、校舎の老朽化で雨漏りが発生し、基本的に使われていない校舎ですので十分管理が行き届かないなか保管していますので、そういった問題から、将来的には老朽校舎の取り壊しも想定されます。それに伴う保管場所移転、そして、ものすごい数の民具類をお預かりし、寄贈をお受けしておりますので、キャパシティの問題から、今後適切に整理していく必要があると認識しています。

今回、審議会の各委員にご認識いただくと共に、今後の方向性をお示し、それにそって整理、分類、活用を図るということで、御了解いただきたく、今回説明させていただきます。

課題解決のための手法としては、以下の方法を考えます。まず、基準の確認ですが、未指定の歴史資料については、どのようなものを頂くか、お預かりするかという明確な基準がありませんでした。ただ、それらしいものはありまして、要は「指定文化財の指定基準」です。これを資料 28 頁以降に掲載しました。この「伊予市指定文化財の指定基準に関する要綱」に則して、まず基準を確認していきたいと思います。具体的に民具

の基準については、資料 30 頁下部から 31 頁前半の有形民俗文化財にかかる指定基準です。ここに書かれているものが基本的に該当するものと思われます。これに照らし合わせて仕分けをしていくというのが、ふたつ目の段階になります。基準に基づく現有民具の仕分け作業の確認をしつつ、また同じものを沢山お預かりしている場合は、重複の確認をして整理していきます。

3 目ですが、寄託民具などの所有者確認と、処分等について。処分というのは廃棄ではなく、どのようにするか決めるということですが、所有者不明・所有者が亡くなっている場合は、相続の確認、相続人への連絡、所有権の移転について手続きができていないと思われます。現状、民具類の寄託等扱いのものが 30 点ほどございますので、相続人を確認する作業が必要となります。

また、4 番目、基準の確認による仕分けの結果、基準外となった民具類の利活用・処分です。「こういった民具が伊予市にあります」と情報提供し、場合によっては譲渡や重複品の廃棄等も考え、情報提供しながら利活用し、整理発表していく段階です。

最終的に一番下、目録の整理と公開ということで、保存利活用のために情報整理し、ホームページ上などで公開していくというかたちで課題解決を図っていきたいです。現状、具体的にこれらをどうするかという情報をお示しできませんが、現保管場所の旧野中小学校・旧永木小学校については、老朽化著しく、近い将来、必ず処分をやっていかないといけないので、今の段階から粛々と作業を進めていきたいと思えます。委員の皆様には、基準について、このように照らし合わせて選別していくと御認識、御理解をいただきたいと思ひまして、今回、「その他」でご説明しました。

本来、それぞれの歴史資料は価値があるものとしてお預かりしているので、場合によっては、それらを指定文化財としていくのが基本的な流れになります。調査研究をしていく作業のなかで、指定に該当しないものについての整理処分を図っていかないといけないということを、御認識いただければと思います。以上です。

(会長) 補足しますと、伊予市の合併の際に、双海中山にも民俗資料があり、双海の場合は、旧消防にありました。これを新しい伊予市で保護するという事で合併協定がありました。もうひとつ、新しい文化ホールが出来た際に、それに向かって、旧図書館を壊した際に収蔵品の保管をどうするかが議題となり、令和元年 5 月に審議会で、保管場所についていくつかの案が検討されました。平成 23、24 年に、当時の伊予市教育委員会で保管している有形文化財について、当時文化財の整理をしていました文化財整理指導員が、旧町村の民俗資料を整理していただき、緊急雇用の予算でやっていただいたのですが、当時、平成 24 年の 7 月現在、全体として 6,500 点のものが、衣食住生産などに分類されて、一覧表については整理されていました。これについては、久しぶりに旧野中小学校に行ってきましたが、ひとつひとつ札をつけて整理がされていました。

事務局から説明がありましたとおり、この分類に基づいて整理されていますが、これ

を当時の教育委員会で、活用するというので、図書館で活用したり、公民館などで紹介したりして成果をあげていました。そこまでの到達点でして、一応、令和元年の審議会で、新しい文化交流センターの収蔵庫で保管するもの、収蔵庫以外で保管するもの、野中永木で保管するもの、旧広島銀行跡で保管するものと分類しまして、そして港湾事務所でも暫定的に分散保管しましょうということで、現状があります。今、事務局から説明がありました通り、それぞれ保管状態がよくないという状況が出ておまして、伊予市としては、なんらかの対策を再構築しないといけないということで、危機感をもってひとつの方向性を示していただきました。一朝一夕でできることではないので、伊予市としては貴重な文化財ですから、指定の有無に関わらず保護収集を進めていいかないといけませんし、過去には、新しい文化施設を作る際に喧々諤々、議論しまして、伊予市ならではの自然文化産業などの資料の半永久的な保存について建設管理運営計画でも書かせていただきました。相応しい保管場所をみつけていかないとはいけません。整理したものが残っておりますから、整理していくということで。どこの市町でも苦勞しており、ただ処分もできないからと。基準については、現地も審議委員の皆様に見ていただければと。

もうひとつ、扶桑木の大きな化石がありまして、伊予市しおさい公園で保管していたのですが、乾燥して亀裂が入り、これも保存処理しました。これが双海地域事務所に移ったのですが、ここに新しく JA が入ることになり、地域事務所に置いておけなくなり保管場所に苦慮しています。過去の資料を見ていると、新しい文化施設に置くという要望もありました。当時はこのような想定もありました。

(事務局 2) 補足はないですか？

(事務局 1) ありません。

(会長) 委員 1 は、何かありませんか？

(委員 1) (大きな扶桑木化石を)屋外に置くのは基本だめですね。壊れますから。目方はわかりますか？建物の中に入れる場合は、床の加重制限もありますから。1階には置けるが、2階以上は避けるべきです。1箇所には荷重がかかるといけないです。

(会長) 今日の議題にはないのですが、こういう問題が出ています。旧永木小学校を見られた方はおりますか？

(委員 1) あれはよくないです。閉め切って換気しないから、そのまま置いておくと、木材製品は劣化が早いです。既にその兆候が出ている資料があります。

(会長) これは個人的な意見ですが、実際に審議委員のみなさんで現地に行って、6,500点もありますから。

(委員1) 私は全国に学芸員の仲間がいますが「同じようなものを集めるな」と言われます。宇和の愛媛県歴史文化博物館では、良いものだけ集めていました。そのような方法で収集しなければいけないです。はっきり言って、ゴミに等しいものもあるので、人が持って来たものを何でもかんでも集めるわけにはいきません。そのために学芸員がいるのですから、今後は、そういうことも考えて、なんでもかんでも受け入れることは遠慮してください。

以前もお話ししましたが、最近愛媛県歴史文化博物館では、昔のテレビとか家庭用品も収集対象でして、私も選別について相談を受けています。特に最近のものは、受け入れ制限をお考えいただきたいです。

(事務局2) 委員1が仰る通り、同じものを収集する重複については、場所の問題もあります。

(委員1) 寄託資料の処分はダメですが、伊予市が所蔵している資料のなかで痛んでいるものについては処分も可でしょう。

(事務局2) 現況の台帳をもとに整理していますが、壊れているもの、破損しているものを処分しつつ、活用を図らないといけません。

(会長) 委員2、どうですか？どこの市町も頭が痛いと思いますが。

(委員2) 先ほど、伊予市で未指定文化財の調査とありましたが、実はこれ、他の自治体ではしていません。保存もしていません。この点で伊予市は非常に素晴らしい活動をしていますので、継続していただきたいです。そのうえで収蔵場所は問題ですので、委員1が仰る通り、選別が今後必要かと思います。この時、先の民俗文化財と同じで、もし無くなる、捨てるとなった場合も、調書や写真など記録をとっておくのが重要と考えます。

(会長) ひとつの基準、手法が示されましたので、それに従って少しずつ整理していきます。スタートに入ったと思います。いずれにしても、すぐに解決はしませんが、少しずつ進めていくということで。コロナ禍で困難ですが、現地を見ていただくということで整理に御協力いただければ。よろしいでしょうか？

(委員 9) 1点だけ、よろしいでしょうか。東北の大震災では、資料が濡れたりして問題になりました。双海では津波が来た範囲が口承で残っており、小網では、JR 線路より上まで来たと聞いています。当初は、瀬戸内海ではありえないと信じなかったが、東北の大震災で考えがかわりました。伊予市でも津波が来た範囲が記録に残っているのでしょうか。文化財としては、津波で濡れない保管場所があればと思います。

(委員 1) ここは、宝永地震の津波が高さは 4.5m。双海では、川を津波が遡上する際は、川幅にもよるが、それから高さ 10~15m になります。私のところの山に大津波の時に船が上がってきたという言い伝えがあります。標高 50~60m です。ですから、伊予市ではそれを前提にしないといけません。広島宮島では安政地震で浸かりました。

(会長) 伝承はあるのですね。伊予市では地震関係資料を一時調べかけましたが、碑などは見つかりませんでした。伝承を含めてみつかれば。

(委員 1) 瀬戸内海の津波で怖いのは、東京や土佐湾と違って狭い豊後水路を遡上してくるので、後からじわじわ来ることです。

(事務局 2) 委員 9 の御指摘は、津波が発生した際に歴史資料の保管が安全かということですね。

(委員 9) 水損してしまったら勿体ないと思いました。

(事務局 2) 現状、収蔵庫がこの IYO 夢みらい館建設時に出来ましたが、燻蒸して虫が寄り付かないという準密閉的な空間です。津波に対しては別問題ですが、一定の保管しやすい環境にはなっています。

(会長) 今後、また収集について、具体的にやっていければと思います。現状と課題ということで事務局からでした。予定されていたものは以上です。この機会に、何かございませんか？ (会場沈黙)

7. 閉会

(会長) では、皆様審議していただき、ご了承いただきました。審議会としては、皆様御協力ありがとうございました。

(会場一同) ありがとうございました。

(事務局 2) 本審議会の議事録は、後日調整のうえ皆様にお送りします。これまでの審議に関する情報はホームページで掲載するということで、既に一部掲載しています。この点もご案内いたしますので、よろしくお願いたします。

(以上)